

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる
個人情報の保護に関する制度を有している外国等
(改正案(赤字部分)は暫定版)

1 この告示において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。)第十一条第一項各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものは、次のとおりとする。

次に掲げる平成三十一年一月二十三日時点における欧州経済領域協定に規定された国

アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク

3 前項の規定により外国を定める場合において、規則第十一条第二項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

一 個人データの提供を受ける外国にある第三者とは、前項に定める外国に所在し、一般データ保護規則(個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する2016年4月27日欧州議会及び欧州理事会規則(2018年欧州連合離脱法によって英国法となる一般データ保護規則を含む))に基づく規律に服する者とする。

二 個人情報保護委員会は、この告示の適用の日から二年以内、その後少なくとも四年ごと、及び個人情報保護委員会が必要と認めるときに、前項の規定に基づく外国の定めに関する見直しを行うものとする。